

押印見直しの取組について

1 経緯

新型コロナウイルスへの感染防止への対応が求められる中、国においては行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の抜本的な見直しが進められている。また、住民の身近な行政窓口である地方公共団体の役割は大きいとして、令和2年12月18日付で内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところである。

これらを踏まえ、本町においても行政手続における住民の負担を軽減し、利便性を図ることを目的に、申請書等における押印は廃止することを原則として見直しを進めており、令和4年4月1日施行を目指し条例、規則等の整備を進めるものである。

2 押印見直しの判断基準

原則、申請書等における押印は廃止することとし、以下の内容のものは引き続き押印を求めるものとする。

- (1) 記名押印が義務付けられている契約書その他の契約関係書類
- (2) 町税情報等の取得に関する同意や、預貯金等の調査に関する同意における押印
- (3) 診断書等、申請書の添付書類で本人以外が作成し、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを押印により担保する必要性があるもの
- (4) 国及び道の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの

3 押印見直し例規

- (1) 条例 1件 7箇所（芽室町固定資産評価審査委員会条例）
- (2) 規則 57件 167箇所
- (3) 規程 8件 19箇所

4 施行日

令和4年4月1日の施行を目指し、条例は3月初日議会に改正案を提案する。